

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行																														
<p>(利用の不承認)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、スポーツプラザの効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後0時30分から午後4時30分まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>4,840円</td> <td>5,830円</td> <td>8,800円</td> <td>17,270円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	平日	4,840円	5,830円	8,800円	17,270円	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、スポーツプラザの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後0時30分から午後4時30分まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>4,400円</td> <td>5,300円</td> <td>8,000円</td> <td>15,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	〔同左〕	4,400円	5,300円	8,000円	15,700円
区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日																										
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																										
平日	4,840円	5,830円	8,800円	17,270円																											
区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日																											
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																										
〔同左〕	4,400円	5,300円	8,000円	15,700円																											

体育館	土曜日・日曜日・休日	5,830円	6,930円	10,450円	23,100円
	会議室	1,870円	2,200円	2,200円	6,270円

付記

1・2 〔略〕

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額（付記1の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

2 貸切りでない場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
体育館	一 般	1回、2時間以内	170円
	中学生以下	1回、2時間以内	50円
トレーニング室		1回、2時間以内	240円

3 〔略〕

付 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

体育館	〔同左〕	5,300円	6,300円	9,500円	21,000円
	会議室	1,700円	2,000円	2,000円	5,700円

付記

1・2 〔略〕

〔新設〕

2 貸切りでない場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
体育館	〔同左〕	〔同左〕	160円
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
トレーニング室		〔同左〕	220円

3 〔略〕